

【市長】

第15回市議会定例会を、9月4日木曜日に開会するため、本日、招集告示をさせていただきました。

今議会に提出を予定している案件は、

- 報告として、「継続費の精算」が2件、「健全化判断比率及び資金不足比率」が1件、「専決処分」が1件の、計4件、
 - 議案として、「人事案件」が1件、「決算認定等」が8件、「補正予算」が3件、「条例案件」が4件の、計16件、
- 以上、報告、議案を合わせまして、合計20件となります。
詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

【総務部長】

第15回市議会定例会提出予定案件につきまして、御説明いたします。

それでは、報告から御説明申し上げます。

3ページ・4ページを御覧ください。

報告1の「継続費の精算について」は、一般会計の令和5年度及び令和6年度を継続年度とする住宅建設事業（日新団地市営住宅2号棟）その他3事業が終了しましたので、その精算報告をするものでございます。

5ページを御覧ください。

報告2の「継続費の精算について」は、下水道事業会計の令和5年度及び令和6年度を継続年度とする西町下水処理センター最終沈殿池かき寄せ機更新工事が終了しましたので、その精算報告をするものでございます。

6ページを御覧ください。

報告3の「健全化判断比率及び資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

7ページを御覧ください。

報告4の「専決処分について」は、市営住宅の明渡しに係る訴えの提起につ

いて、8月19日付け専決処分により、札幌地方裁判所（苫小牧支部）に行くため、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、市営住宅の入居者1人に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求めるものでございます。

次に、議案について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

議案1の「苫小牧市教育委員会委員の任命について」は、齋藤 智子（サイトウ サトコ）委員が、本年11月21日をもって任期満了となるため、後任者の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

9ページを御覧ください。

議案2から議案5までは、「令和6年度苫小牧市一般会計及び特別会計決算の認定について」、議会の認定を求めるものでございます。

10ページを御覧ください。

議案6から議案9までは、「令和6年度苫小牧市企業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について」、議会の議決及び認定を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

議案10から議案12までの「令和7年度苫小牧市各会計補正予算について」は、後ほど財政部から説明いたします。

12ページを御覧ください。

議案13の「苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の改正に順じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、関係規定を整備するものであり、施行日（しこうび）は、公布の日でございます。

13ページを御覧ください。

議案14の「苫小牧市職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行う等のため、関係規定を整備するものであり、施行日（しこうび）は、令和7年10月1日でございます。

14ページを御覧ください。

議案15の「苫小牧市福祉ふれあいセンター条例の一部改正について」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備するものであり、施行日は令和7年10月1日でございます。

15ページを御覧ください。

議案16の「苫小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、一般病床数を削減するため、関係規定を整備するものであり、施行日は公布の日でございます。

なお、議案16の詳細につきましては、議案説明会資料1を御参照ください。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

【財政部長】

令和7年度第15回市議会定例会補正予算（案）概要をお願いします。

資料の2ページから5ページに総括表を記載しておりますが、今回の補正は、一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計の3会計でございます。

一般会計の補正額は、2ページの歳入、3ページの歳出、ともに、9億410万5千円の増額補正でございます。

次に、特別会計の補正額は、4ページの歳入、5ページの歳出、ともに、1億37万8千円の増額補正で、

一般会計と合わせた補正の総額は、10億448万3千円でございます。

内容につきまして、一般会計から説明させていただきます。

なお、指定寄附金の基金への積立て等につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第2款『総務費』、

1番「総合行政システム事業費」は、障害者の就労選択支援創設に伴うシステム改修でございます。

2番「コミュニティセンター施設等整備費」は、再編関連訓練移転等交付金を活用し、沼ノ端コミュニティセンターのトレーニング機器を整備するものでございます。

4番「都市再生コンセプトプラン推進事業費」は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、未来まちづくり戦略に基づく居住環境検討事業を実施するものでございます。

7ページ

5番「スポーツ習慣化促進事業費」は、国補助金を活用し、市民のスポーツ習慣の促進を図るため、地元企業等と健康増進に資する取組を実施するものでございます。

6番「スポーツ施設整備費」は、総合体育館弓道場や TOMASEI (とませい) フットボールフィールド、nepia アイスアリーナなどにおいて緊急性の高い修繕等を実施するものでございます。

7番「勇払公民館屋上避難整備事業費」は、再編関連訓練移転等交付金を活用し、災害対応備蓄品を整備するものでございます。

8番「カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害対応事業費」は、7月30日に発表された津波警報に伴う避難所開設に要した費用でございます。

8ページ

第3款『民生費』、

9番「定額減税不足額給付事業費」は、昨年度に補正し、繰り越した事業でございますが、国から年金所得のみの方に対する新たな積算方式が示されたため給付対象者が増加したものでございます。

10番「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費」は、国補助金を活用し、高齢者施設のブロック塀改修のための補助を行うものでございます。

12番「生活保護システム改修事業費」は、法改正に伴うシステム改修でございます。

9ページ

第4款『環境衛生費』、

13番「ゼロカーボン推進啓発事業費」は、企業版ふるさと納税を活用し、啓発イベントの実施とノベルティを作成するものでございます。

第7款『商工費』、

15番「企業立地振興条例助成金」は、条例に基づく新增設等を行った企業4社に対する助成金でございます。

なお、令和8年度と9年度の2か年分につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

第8款『土木費』、

16番「単独道路舗装事業費」、17番「単独道路新設改良費」は、損傷や老朽化の著しい道路について、計画を前倒して整備を行うものでございます。

10ページ

第10款『教育費』、

19番「勇払公民館施設整備事業費」は、再編関連訓練移転等交付金を活用し、浴室ろ過装置を改修するものでございます。

第12款『諸支出金』、

20番「減債基金積立金」は、株式会社苦東の剰余金配当を同基金に積み立てるものでございます。

21番「過誤納還付金外」は、国・道補助金等の精算に伴う償還金の不足分でございます。

11ページ

「債務負担行為」の追加でございますが、

商工費「企業立地振興条例に基づく助成金（令和7年度分）」は、先ほどご説明させていただきました、条例に基づく新增設を行った企業に対する助成金でございます。

教育費「学校給食調理等業務委託」及び「学校給食配送・回収等業務委託」は、令和8年度から更新する業務委託について債務負担行為を設定するものでございます。

一般会計は以上でございますが、資料の14ページ以降に、事業の概要等を掲載しておりますので、ご参照ください。

12 ページ

国民健康保険事業特別会計の

第5款『基金積立金』、

1番「国民健康保険事業基金積立金」は、令和6年度の決算剰余金を同基金へ積み立てるものでございます。

13 ページ

介護保険事業特別会計の

第2款『保険給付費』、

1番「居宅介護サービス給付費」は、基金繰入による財源更正、

第6款『諸支出金』、

2番「償還金及び還付加算金」は、令和6年度分の国庫支出金等の精算に係る返還金でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明を終わらせていただきます。

【市長】

次に、案件2「令和7年度新型コロナワクチン定期接種の実施について」ご説明いたします。

当該ワクチン接種につきましては、令和6年度から予防接種法のB類疾病に位置づけられ、高齢者を対象に定期接種として実施しておりますが、今年度の接種体制等が定まりましたので、10月1日から定期接種を開始いたします。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

【健康こども部長】

今年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種体制等が固まりましたので、ご説明させていただきます。記者会見資料3を参照願います。

はじめに、1 接種費用ですが、新型コロナワクチンにつきましては、令和6年度から予防接種法のB類疾病に位置付けられており、令和6年度は定期接種への移行期における激変緩和措置として、国から1回あたり8,300円の助成が行われていたこともあり、自己負担額を3,300円を実施しております。

た。

しかしながら、今年度は国から助成しない考え方が示されたことから、自己負担額の見直しが必要となり、内部検討の結果、別添資料にあります今年度の国が示すワクチン標準的単価である 11,800 円のうち、市が1/2を助成し自己負担額を 5,900 円といたしました。

次に、2 接種概要につきましては、市に住民登録のある 65 歳以上の方または 60～64 歳までの身体障害者手帳 1 級をお持ちの方とし、接種可能期間は本年 10 月から翌年 2 月までとし、実施医療機関は苫小牧市医師会との協議の結果、裏面に記載の 44 医療機関でございます。

なお、接種希望者は、昨年を同様に医療機関に直接申し込む形とし、医療機関でのポスター掲示、市ホームページのほか、広報とまこまい 10 月号での周知を考えております。

私からの説明は以上でございます。

【市長】

説明は以上でございます。

ご質問があれば、お受けいたします。